



福 介 護 第 2 3 6 号  
2010 年 (平成 22 年) 8 月 5 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長  
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」  
に関するご意見への対応について (通知)

平素から介護保険事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしのことについて、別紙のとおり厚生労働省から通知がありましたので、写しをお送りします。

つきましては、内容をご確認の上、業務の参考としてください。

(添付書類)

介護保険最新情報 Vol.155 (居宅介護支援に係る項目を抜粋しています。)

お問い合わせ先  
福山市介護保険課  
TEL : 084 - 928 - 1232

介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート（「早期に対処が可能なもの」に関する対応）（別添）

1 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員関係

項目	意見への対応
<p>1 居宅介護支援</p> <p>(1) 居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例について</p>	<p>居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「居宅サービス計画書作成の手引」(発行(財)高齢社会開発センター)</li> <li>・「居宅サービス計画ガイドライン」(発行(福)全国社会福祉協議会)</li> </ul> <p>など、市販されている参考書籍が多数発行されている。また、介護支援専門員の業務研修なども地域において様々な開講され、特にケアマネの資格取得に必修となつて</p> <p>いる「業務研修」には「居宅サービス計画書の作成」、業務就業者1年未満の者が受講する「業務従事者基礎研修」には「ケアマネシステム点検演習」、さらには一定の実務経験をもとに専門知識の習得を目指す「専門研修」においても事例研究等の研修課程を設けているところであり、これらの活用を図りたい。</p>
<p>(2) 居宅サービス計画書の更新の時期の明確化について</p>	<p>居宅サービス計画書の更新(変更)については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年7月29日委企22厚生労働省老人保健福局企画課、以下「基準の解釈通知」という。)の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営」において、</p> <p>① モニタリングを行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等に於いて居宅サービス計画書の更新(⑩居宅サービス計画書の把握及び評価等)</p> <p>② 介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更を要した場合(※※)には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画書の更新の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする(⑩居宅サービス計画書の更新の必要性)についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取</p> <p>と規定しているところである。</p>
<p>(3) 緊急入院等におけるモニタリングの例外について</p>	<p>したがって、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)においても、モニタリングにより利用者の状態(解決すべき課題)に変化が認められる場合や、要介護認定の更新時において、居宅サービス計画書の更新(変更)を求めているところであり、これを周知徹底したい。</p> <p>※基準第13条14 介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画書の更新の必要性について、担当から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。(中略)</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更を受けた場合</p>
<p>(4) 「家族旅行などで、ショートステイを利用する際のサービス担当者会議とモニタリングの取扱いについて(会議とモニタリングを同時に行うことができるか否かについて)</p>	<p>基準の解釈通知の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営」に於ける「(7) 指定居宅介護支援の基本取扱い方針及び具体的な取扱い方針」③モニタリングの実施に於いて、「特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い(以下略)」とされている。さらには「特段の事情」とは、「利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すもの」としているところである。従って、入院・入所等利用者の事情により利用者の居宅において面接することができない場合は「特段の事情」に該当し、必ずしも訪問しなければ減算となるものではない。ただし、入院・入所期間中でもモニタリングをしていく必要性はあることから、その後の継続的なモニタリングは必要となるものであり、留意されたい。</p>
<p>(5) 指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)の第13条に掲げるケアマネジメントの一連のプロセスについては、第1条に掲げる基本方針に必要となる業務を列挙しているものであり、基本的にはこのプロセスに於いて進めていくことが必要となる。しかしながら、より効果的・効率的な支援を実施することが可能な場合は、必ずしも同基準に掲げるプロセスの順序に固執するものではなく、例えは、困難事例への対応に関して、関係機関が集まって、それぞれの機関が把握している情報を共有し、まずは現状の評価を行うという場合について、サービス担当者会議とモニタリングを同時に行うことも考えられる。</p>	



<p>4 ケアプランの軽微な変更の内容について(サービス担当者会議)</p>	<p>基準の発効通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しななければならないものではない。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の発効通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>
<p>サービス利用回数が増減によるサービス担当者会議の必要性</p>	<p>単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しななければならないものではない。</p>
<p>ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性</p>	<p>ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しななければならないものではない。ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を招集する必要はなく、基準の発効通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>